

## 人間環境大学授業に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、人間環境大学学則および人間環境大学大学院学則にもとづく授業の実施に関し、必要な事項を定める。

(授業時間)

第2条 通常の授業時間は次のとおりとする。ただし、集中講義および変則授業時間は、学部、研究科でこれを定める。

学部・研究科 時限	人間環境学部 ／人間環境学研究科	看護学部 ／看護学研究科
第1時限	9：10～10：40	9：00～10：30
第2時限	10：50～12：20	10：40～12：10
第3時限	13：20～14：50	13：00～14：30
第4時限	15：00～16：30	14：40～16：10
第5時限	16：40～18：10	16：20～17：50
第6時限	—	18：00～19：30
第7時限	—	19：40～21：10

(暴風警報、暴風雪警報または特別警報が発令された場合の授業の取扱)

第3条 暴風警報、暴風雪警報、または特別警報（高潮・波浪は除く）が発令された場合の授業の取り扱いは、別表1)のとおりとする。

なお、気象庁の台風予測進路、台風の規模、公共交通機関の運行への影響等を総合的に勘案し、学部長および研究科長の判断により、警報の発令を待たずして休講措置をとる場合がある。

(大規模地震の判定会が招集された場合の授業の取扱)

第4条 地震予知情報から「警戒宣言」の発令を検討する大規模地震の判定会が招集された場合は以下のように対応する。

- (1) 判定会招集当日
  - ・授業開始以前に招集された場合：授業は行わない。
  - ・授業開始以後に招集された場合：招集があった時から授業は行わない。
- (2) 判定会招集の翌日以降
  - ・判定があるまで授業は行わない。
- (3) 「警戒宣言」に至らないと判定された場合(防災準備行動をとる段階)を除く
  - ・午前6時まで判定された場合：平常の時間割のとおり授業を開始する。
- (4) 「警戒宣言」が発令された場合および「防災準備行動をとる段階」と判断された場合
  - ・解除されるまで授業は行わない。

(公共交通機関のストライキの場合)

第5条 公共交通機関でストライキの場合の授業の取り扱いは、別表2)のとおりとする。

(授業の休講・開始の情報)

第6条 第3条、4条、5条に関する授業の休講・開始については、学内掲示・学内放送・本学ホームページにより伝達する。ただし、これらにより伝達ができない場合があるときは、第4条および別表1・2に基づき、公共放送の情報から各自で適切に判断するものとする。

#### (公欠の定義)

第7条 公欠とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 正課として設置している資格課程科目の実習および関係機関が行う事前オリエンテーション出席のために、授業を欠席する場合
  - ア 教育実習
  - イ 介護等体験
  - ウ 養護実習Ⅱ
- (2) 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」にもとづき学生が裁判員としての任務を果たす場合
- (3) 「学校保健安全法施行規則」第18条に定められた感染症による社会的影響を考慮して、大学が出校停止を命じた場合
- (4) 天災・事故等による公共交通機関の運休又は遅延(第3条の警報の解除、第4条の警戒宣言等の解除、第5条のストライキの終了後も続く公共交通機関の運休又は遅延、および第3条の警報の解除後も居住地で警報が解除されないことによる公共交通機関の運休又は遅延を含む)によって授業を欠席した場合。
- (5) 第3条の警報が居住地で発令され、出校できず授業を欠席した場合
- (6) 教授会において、前4号に準じて特段の取り扱いが必要であると認められた場合

#### (公欠の期間)

第8条 公欠を許可する期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号にあつては、各実習や体験に要する期間
  - (2) 前条第2号にあつては、裁判所から指定された期間
  - (3) 前条第3号にあつては、感染症による社会的影響を考慮して大学が出校停止を命じた期間
  - (4) 前条4号にあつては、当該公共交通機関の運行開始(遅延運行を含む)から2時間までとする。
  - (5) 前条第5号にあつては、教学委員会において必要と認められた期間
- 2 学部長または研究科長は、遠隔地の場合またはその他特別の事由があると認めた場合、前項の日数に必要日数を加えることができる。

#### (公欠の手続)

第9条 公欠の適用を受けようとする者は、次の手続を行わなければならない。

- (1) 第7条第1号、第2号または第5号にあつては、事前に所定の「欠席届(公欠願)」および期間が明記された「受け入れ先からの正式書類」を教務課に提出する。
  - (2) 第7条第3号にあつては、所定の「欠席届(公欠願)」および期間が明記された医師が作成した「治癒証明書」又は「診断書」を教務課に提出する。
  - (3) 第7条第4号にあつては、所定の「欠席届(公欠願)」および当該公共交通機関の運休により終日登校できない場合を除き、当該機関が発行する「遅延証明書」を教務課へ提出する。
- 2 学部長または研究科長は、提出された書類の審査を行い、許可を決定した場合は、大学事務局より授業担当教員へ連絡する。

#### (公欠による授業の取扱)

第10条 授業担当者は、補講もしくは課題等を与えることにより、公欠を許可された期間を出席とすることができる。

#### (規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

- 附則 この規程は、平成25年12月18日から施行する。  
附則 この規程(改定)は、平成27年4月1日から施行する。  
附則 この規程(改定)は、平成28年4月1日から施行する。  
附則 この規程(改定)は、平成28年8月31日から施行する。

別表 1)

<人間環境学部および人間環境学研究科>

休講とする場合	1 愛知県西部のうち下表のいずれかの地域に暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が発令されている場合。				
	愛知県西部	<table border="1"> <tr> <td>知多地域</td> <td>半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町</td> </tr> <tr> <td>西三河南部</td> <td>岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町</td> </tr> </table>	知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	西三河南部
知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町				
西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町				
	2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時まで解除されない場合。				
暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）解除に伴う授業の開始	<p>1 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 7 時までに解除された場合、平常の時間割のとおり授業を開始する。</p> <p>2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時まで解除された場合、平常の時間割のとおり午後から授業を開始する。</p>				

<看護学部および看護学研究科>

休講とする場合	1 愛知県西部のうち下表のいずれかの地域に暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が発令されている場合。								
	愛知県西部	<table border="1"> <tr> <td>尾張東部</td> <td>名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町</td> </tr> <tr> <td>知多地域</td> <td>半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町</td> </tr> <tr> <td>西三河南部</td> <td>岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町</td> </tr> <tr> <td>西三河北西部</td> <td>豊田市西部、みよし市</td> </tr> </table>	尾張東部	名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町	知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町	西三河北西部
尾張東部	名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町								
知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町								
西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町								
西三河北西部	豊田市西部、みよし市								
	2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時まで解除されない場合。								
暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）解除に伴う授業の開始	<p>1 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 7 時までに解除された場合、平常の時間割のとおり授業を開始する。</p> <p>2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時まで解除された場合、平常の時間割のとおり午後から授業を開始する。</p>								

## 別表 2)

## &lt;人間環境学部および人間環境学研究科&gt;

休講とする場合	名古屋鉄道が運行停止となったとき												
ストライキ終了に伴う授業の開始	名古屋鉄道が運行を再開した場合は、運行再開時間にもとづき、授業を開始する <table border="1" data-bbox="483 398 1062 692"> <thead> <tr> <th>運行再開時間</th> <th>授業開始時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7:00 まで</td> <td>第 1 時限</td> </tr> <tr> <td>9:00 まで</td> <td>第 2 時限</td> </tr> <tr> <td>11:00 まで</td> <td>第 3 時限</td> </tr> <tr> <td>13:00 まで</td> <td>第 4 時限</td> </tr> <tr> <td>14:00 まで</td> <td>第 5 時限</td> </tr> </tbody> </table>	運行再開時間	授業開始時限	7:00 まで	第 1 時限	9:00 まで	第 2 時限	11:00 まで	第 3 時限	13:00 まで	第 4 時限	14:00 まで	第 5 時限
運行再開時間	授業開始時限												
7:00 まで	第 1 時限												
9:00 まで	第 2 時限												
11:00 まで	第 3 時限												
13:00 まで	第 4 時限												
14:00 まで	第 5 時限												

## &lt;看護学部および看護学研究科&gt;

休講とする場合	JR が運行停止となったとき																
ストライキ終了に伴う授業の開始	JR が運行を再開した場合は、運行再開時間にもとづき、授業を開始する <table border="1" data-bbox="496 976 1062 1368"> <thead> <tr> <th>運行再開時間</th> <th>授業開始時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7:00 まで</td> <td>第 1 時限</td> </tr> <tr> <td>9:00 まで</td> <td>第 2 時限</td> </tr> <tr> <td>11:00 まで</td> <td>第 3 時限</td> </tr> <tr> <td>13:00 まで</td> <td>第 4 時限</td> </tr> <tr> <td>14:00 まで</td> <td>第 5 時限</td> </tr> <tr> <td>15:00 まで</td> <td>第 6 時限</td> </tr> <tr> <td>16:00 まで</td> <td>第 7 時限</td> </tr> </tbody> </table>	運行再開時間	授業開始時限	7:00 まで	第 1 時限	9:00 まで	第 2 時限	11:00 まで	第 3 時限	13:00 まで	第 4 時限	14:00 まで	第 5 時限	15:00 まで	第 6 時限	16:00 まで	第 7 時限
運行再開時間	授業開始時限																
7:00 まで	第 1 時限																
9:00 まで	第 2 時限																
11:00 まで	第 3 時限																
13:00 まで	第 4 時限																
14:00 まで	第 5 時限																
15:00 まで	第 6 時限																
16:00 まで	第 7 時限																